

議員提出議案第52号

田川市議会議長不信任決議について

上記議案を田川市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和7年12月1日

提出者	田川市議会議員	榊原大祐
賛成者	〃	香月隆一
〃	〃	原田誠
〃	〃	佐藤俊一

理由

陸田孝則議員は議長の職にふさわしくないと云々を得ないことから、陸田孝則議長の不信任を決議するとともに、各会派の代表者が署名捺印した申合せに従い、即刻、議長の職を辞することを強く求めるものである。

田川市議会議長不信任決議（案）

極めて公平・公正性を欠いた議会運営や人権感覚を疑うような暴言の数々、更には、議長任期を2年とする市議会の申合わせを破り議長職に居座り続け、議会運営委員会への再三の出席・説明要求に応じず、市議会における諸問題の核心的議論を頑なに拒否する姿勢などが問題視され、これまで陸田孝則議長に対する4度の議長不信任決議が可決されました。

議長不信任決議については、法的拘束力、強制力がないものの、政治的には半数以上の議員からの信任、つまり議会での基盤を失ったことを意味するものであり、議長は政治道義の観点から速やかに辞任すべきであることは、論をまたないところであります。

しかし、陸田議長は、不信任を決議された多くの不適切な言動を省みることなく、議長としての資質が疑われる言動は、更にエスカレートするばかりです。

議場の秩序を保持し、議会を正常に運営していくことが役割の陸田議長自らが、現在の市議会の異常事態の根源となっていることは非常に大きな問題であります。

このような中、令和7年10月1日付で大任町長から田川市議会に対し、『「情報公開請求にかかる個人情報漏えいの調査に関する決議」に対する厳重な抗議及び要求について』が通知されました。

この抗議文の取扱いを協議した各会派代表者会議において、市議会が可決した決議に関して大任町長が直接説明する機会を設けることについては、7会派中4会派が反対の意思表示しており、市議会において協議が整いませんでした。

このような経過にも関わらず、陸田議長は、令和7年11月26日に大任町長が市議会において直接説明する場として、全員協議会を強行に開催しました。

各会派代表者会議において反対の意思を表明していた4会派は、この全員協議会の開催中止と各会派代表者会議の開催を申入れ、一連の説明を求めましたが、陸田議長は、市議会内の議論の場すら設けようとはしませんでした。

今回の全員協議会の開催については、合議体の意思決定のプロセスから逸脱したものであります。また、この大任町長からの抗議及び要求については、人口約4万4千人の田川市の代表機関の自律権を侵害するものであり、陸田議長が強行的に全員協議会を開催し、市議会が可決した決議について大任町長が直接説明する機会を設けたことは、議長自ら率先して市議会の自律権を放棄したものにほかなりません。

以上のことから、陸田議員は議長の職にふさわしくないと云わざるを得ないことから、田川市議会は、ここに陸田議長の不信任を決議するとともに、各会派の代表者が署名捺印した申合せに従い、即刻、議長の職を辞することを強く求めるものであります。

以上、決議する。

令和7年12月1日

田川市議会